

岐 阜 県 公 報

目 次

告 示

岐阜県民ふれあい会館の使用料の徴収事務の委託

(文化創造課)

ページ
一

号 外 (12) 平 成 二 十 九 年 四 月 一 日

告 示

岐阜県告示第百九十一号

地方自治法施行令(昭和二十二年政令第十六号)第五百五十八条第一項の規定により、岐阜県民ふれあい会館の使用料の徴収事務を岐阜県民ふれあい会館指定管理者ふれあいファシリテイズに委託したので、同条第二項の規定により告示する。

平成二十九年四月一日

岐阜県知事 古 田 肇

岐 阜 県 公 報 号 外 毎 週

(火曜日
金曜日)

発 行

(休日
に当
たる
とき
は翌
日)

平 成 二 十 九 年 四 月 一 日

